

富 山 県 の 最 低 賃 金

地域別最低賃金

富山県内の事業場で働くすべての労働者(パート・アルバイト等を含む)に適用されます。

富山県最低賃金

時間額 795円

(発効日:平 29.10.1)

特定(産業別)最低賃金

富山県内の特定産業(下記の適用業種参照)の事業場で働く基幹的労働者に適用されます。

| 件 名 | 時間額 (発効年月日) | 適 用 業 種 | 適用除外業務 |
|--|----------------------|--|--|
| 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金 | 864円 (平 29.12.17) | (1)玉軸受・ころ軸受製造業 (2)他に分類されないはん用機械・装置製造業 (3)トラクタ製造業 (4)金属工作機械製造業 (5)機械工具製造業(粉末や金業を除く) (6)ロボット製造業 (7)自動車・同附属品製造業(自動車製造業(二輪自動車を含む)を除く。)(8)(1)から(7)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (9)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)までに掲げる産業に分類されるものに限る。) | 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う包装、洗浄、バリ取り、組付け、袋詰め、箱詰め、選別又は検査の業務、賄いの業務 |
| 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 | 800円 (平 29.12.22) | (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2)電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)(3)情報通信機械器具製造業(電子計算機・同附属装置製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)(4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。) | 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検査、選別、レットルはり、包装、袋詰め、箱詰め、捺印、塗装、スポット溶接、パーツ挿入及び乾燥の業務 |
| 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金 | 820円 (平 29.12.6) | 百貨店、総合スーパー()、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。) 衣食住にわたる各種商品を小売りする事業所で、従業員が常時50人以上のもの | |

◆ 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

◆ 上記のほか、富山県の区域には次の特定最低賃金が設けられています。

・「富山県アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業最低賃金」 時間額 781円(発効日:平 27.12.26)

・「富山県自動車(新車)小売業最低賃金」 時間額 769円(発効日:平 23.1.20)

ただし、これらについては地域別最低賃金の方が金額が高いため、同最低賃金額(795円)以上の賃金を支払う必要があります。

◆ 特定最低賃金は、上記の適用除外業務のほか、「18歳未満又は65歳以上の者」「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者」及び「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」に適用されず、当該労働者には地域別最低賃金が適用されます。

「業務改善助成金」(中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金)をご活用ください。

設備投資等を行って、事業所内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度です。

詳しくは、厚生労働省業務改善助成金特設サイト(<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen>)をご確認いただくか、富山労働局雇用環境・均等室(☎076-432-2728)へお問合せください。

最低賃金に関するお問合せは、富山労働局賃金室(☎076-432-2735)又は富山県内の各労働基準監督署へ



富 山 労 働 局